

福井県バレーボール協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、福井県バレーボール協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、福井県におけるバレーボール関係団体の統一的中枢機関となって、バレーボール競技の普及発展につとめ、もって体育文化の伸長に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、（公財）日本バレーボール協会（以下「日本協会」という。）に加盟する。

2 本会は、（公財）福井県スポーツ協会の構成員としてこれに協力し、別表に掲げる加盟団体及び本会の目的に賛同する団体・個人をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成させるために次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) 技術の調査研究、講習会の開催及び指導者の養成
- (3) 審判員の公認、派遣並びに養成講習会
- (4) 選手強化に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
顧 問	若干名
参 与	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

2 特別職を置くことができる。

(選出及び任務)

第6条 役員の選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は総会において推薦し、本会を統括し会議の議長となる。
- (2) 副会長は、総会において推薦し、会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問・参与は、常任理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。顧問・参与は会長の諮問に応ずる。
- (4) 理事長は常任理事の互選とし、会長が委嘱する。理事長は、本会の常務を統括する。
- (5) 副理事長は常任理事の互選とし、会長が委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 常任理事は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。常任理事は、本会の常務を処理する。
- (7) 理事は、市郡協会・加盟団体より推薦並びに会長の指名とし、会長が委嘱する。理事は、本会の重要事項を審議する。
- (8) 監事は、総会の推薦によって会長がこれを委嘱する。監事は本会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 補欠役員・増員役員の任期は、いずれも同種役員の残任期間とする。

第3章 会 議

(総会)

第8条 総会は、役員をもって構成し、本会の次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算案
- (2) 事業計画案
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要な事項

- 2 総会は会長が招集し、原則として毎年3月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集し、常務を処理する。

(運営会議)

第10条 運営会議は、会長・副会長・理事長・副理事長及び市郡協会理事長代表をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集し、緊急重要業務を処理する。ただし、必要に応じて委員長または部長その他の役員の出席を求めることができる。

(企画調整会議)

第11条 企画調整会議は、理事長の補助機関として、理事長・副理事長及び委員長をもって構成し、必要に応じて理事長がこれを招集し、理事長の諮問に応じて本会運営に関する事項の企画・立案・委員会との連絡調整を行う。

(委員会及び部会)

第12条 委員会(部会)は、委員(部員)をもって構成し、必要に応じて委員長(部長)がこれを招集する。ただし、その他の役員の出席を求めることができる。

第4章 委員会及び専門部会

(常任委員会)

第13条 本会に次の常任委員会を置き、それぞれ定める常務を処理する。

- (1) 総務委員会 庶務・会計・事業に関すること。各連盟・市郡協会との連絡調整ならびにその他の役員いずれの部に属さない事項に関すること。
- (2) 広報委員会 本会の事業に関する広報活動、大会要項及び結果の管理に関すること。
- (3) 競技委員会 年間計画案の作成、登録、大会の運営及び用具の管理ならびに各種大会に関すること。
- (4) 審判委員会 大会及び日本協会の主催する大会の審判員の派遣ならびに公認審判員の統括及び指導・育成に関すること。
- (5) 指導普及委員会 指導者講習会並びに競技の指導・普及に関すること。

(特別委員会)

第14条 本会に特別委員会を置き、本会の業務を推進するに特に必要な事項を分担所管し、これを処理するものとする。特別委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部)

第15条 本会に専門部を置き、本会の業務を推進するに必要な事項を専門的に分担所管し、これを処理するものとする。専門部に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 会 計

(会計)

第16条 本協会の経費は、次の収入によってこれをあてるものとする。

- (1) 会費
- (2) 加盟金及び登録料
- (3) 大会参加料
- (4) 県及び県体協補助金

- (5) 寄付金
- (6) 事業収入
- (7) その他の収入

- 2 会費、加盟金、登録料及び大会参加料の額は総会で定める。ただし、会費については、特に会長の認めた役員について減免することができる。
- 3 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産)

第17条 本会は、基本財産を設けることができる。なお、基本財産運営規則は別に定める。

(委任)

第18条 この規約の運用、その他本協会の運営に関し特に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則) この福井県バレーボール協会規約は、昭和56年4月1日から適用する。

改正	平成	8年3月31日
改正	平成	9年3月30日
改正	平成	11年3月29日
改正	平成	13年4月 1日
改正	平成	15年4月 1日
改正	平成	21年3月29日

(別 表)

福井県バレーボール協会に加盟する団体は以下のとおりとする。

1 市及び郡(町)バレーボール協会(市郡協会という。)

- (1) 福井市バレーボール協会
- (2) 敦賀市バレーボール協会
- (3) 小浜市バレーボール協会
- (4) 大野市バレーボール協会
- (5) 勝山市バレーボール協会
- (6) 鯖江市バレーボール協会
- (7) あわら市バレーボール協会
- (8) 越前市バレーボール協会
- (9) 坂井市バレーボール協会
- (10) 吉田郡バレーボール協会
- (11) 南条郡バレーボール協会
- (12) 越前町バレーボール協会

2 バレーボール競技団体(連盟という。)

- (1) 福井県実業団バレーボール連盟
- (2) 福井県高等学校体育連盟バレーボール競技専門部
- (3) 福井県中学校体育連盟バレーボール競技専門部
- (4) 福井県小学生バレーボール連盟
- (5) 福井県ママさんバレーボール連盟
- (6) 福井県ソフトバレーボール連盟
- (7) 福井県クラブバレーボール連盟
- (8) 福井県ヤングクラブバレーボール連盟(U14を含む)
- (9) 福井県ビーチバレーボール連盟
- (10) 福井県障がい者バレーボール連盟

2 (5) 平成24年4月1日 改名

2 (10) 平成27年3月28日 追加